

令和7年度

三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金

募 集 案 内

**不登校児童生徒等に相談・支援を行う
県内のフリースクールを運営する事業者への財政的支援を実施します！**

【申請期間】

令和7年8月5日（火）～ 令和7年9月16日（火）

問い合わせ先

〒514-8570

三重県津市広明町 13

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班

TEL : 059-224-2057 FAX : 059-224-2270

e-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp

1 事業の趣旨

令和5年度の三重県内公立小中学校の不登校児童生徒数は4,568人で、令和4年度と比較すると723人増加（前年度比18.8%増）し、また、県立高等学校の不登校生徒数も1,023人で、令和4年度と比較すると37人増加（前年度比3.8%増）しており、県内公立小中学校、県立高等学校ともに最多の状況にあります。

学校に行きづらくなると、人とつながる機会が減り、地域や社会から孤立する可能性が高まることから、不登校児童生徒等^{*}の孤立を防ぎ、健やかな成長につなげていくためにも、居場所づくりへの支援が必要です。

不登校児童生徒等にとっての居場所としては、公的機関の教育支援センターや民間施設のフリースクールなどがありますが、フリースクールの運営上の課題としては、収入が不安定であることやフリースクール事業単独で収益を出すことが難しい状況にあることが挙げられます。そのため、利用者が増えても職員を増員することが難しいというフリースクールが多く、運営費の支援を求める声をいただいています。

このことから、フリースクールの安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、フリースクールを運営する事業者への運営補助を実施することによって、持続可能な運営支援を図り、もって、不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所が確保されるよう支援していきます。

※「児童生徒等」とは、県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校等のいずれかに在籍している者又は学校等に在籍していない高校生年代の者をいう。

2 補助事業の内容

(1) 補助対象事業者

法人・個人を問わず、三重県・三重県教育委員会が不登校児童生徒等の支援を行っていることなどを現地確認したフリースクールのうち、次の要件を全て満たすものとします。

- ①三重県内に所在する施設で、不登校児童生徒等が安心して過ごすことができる居場所が確保されることを目的とした事業を行う者であること。
- ②不登校児童生徒等の将来的な社会的自立をめざして、相談支援等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- ③不登校児童生徒等への相談支援を行っており、令和8年3月31日まで、明確な活動実績を有し、支援活動を継続して行えること。
- ④週1回以上、利用者（親族等生計を共にしている児童生徒等は除く。）が在籍する学校で授業をしている時間帯のうち、一部相当する時間帯に開所し、不登校児童生徒等の受け入れができる通所型施設であること。
- ⑤利用者が安全安心に活動できるよう、利用者やその保護者への相談支援等に携わる者が従事していること。
- ⑥施設の利用又は相談支援等に関して、利用者やその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずること。

- ⑦入会金、利用料を明確にし、Web ページ等で広く情報提供がされていること。
- ⑧施設環境について、利用者の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。
- ⑨利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- ⑩知事の求めに応じて、活動状況の情報を提供し、又は現地調査に応じること。
- ⑪政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ⑫特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- ⑬「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ⑭利用者やその保護者への相談支援等に携わる者が、利用者に対する体罰や虐待、性加害、その他人権侵害行為を行っていないこと。
- ⑮三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 対象経費

- ①フリースクールの職員にかかる人件費
- ②施設環境整備にかかる経費（修繕費、備品購入費、賃借料等）
- ③施設運営にかかる諸経費（消耗品費等） ※フリースクールの運営者として、施設を運営していく上で、必要となる経費に限ります。

想定される経費の具体例
①フリースクールの職員にかかる人件費 ・常勤職員の人件費 等
②施設環境整備にかかる経費（修繕費、備品購入費、賃借料等） ・備品の修繕費（例：エアコンの修理） ・施設内の修繕費（例：床の補修） ・冷暖房機器の購入（例：エアコンの購入） ・清掃器具の購入（例：掃除機の購入） ・机、椅子の購入 ・施設の賃借料 ・施設の光熱水費 等
③施設運営にかかる諸経費（消耗品費等） ・消毒液 ・タオル ・トイレットペーパー 等

対象外となる経費の具体例
・学習支援、体験活動にかかる外部講師の報償費、旅費 ・心理・福祉等の専門人材（臨床心理士、公認心理師、社会福祉士等）にかかる報償費、旅費 ・職員のための研修開催にかかる費用 ・職員の外部研修にかかる参加費 ・学習支援にかかる経費 ・体験活動にかかる経費

※居場所づくり支援という社会福祉目的を主としているため、学習支援又は体験活動をはじめとした経費は対象外となります。

※上記に記載した対象経費は一例になりますので、判断に迷う場合は、少子化対策課までご相談ください。

(3) 補助金額

1団体あたり40万円～60万円を補助上限額とします。補助率1/3以内

開所日数		
週1～2日	週3～4日	週5日以上
40万円	50万円	60万円

※本事業を行う施設の基本的な開所日数に応じて、上記の額を限度とします。

(4) 補助対象期間

補助金の交付対象となる期間は、補助対象事業者が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業とします。

3 申請手続き

(1) 申請書類

- ①交付申請書（様式1）
 - ②事業計画書（様式1、別紙1）
 - ③収支計画書（様式1、別紙2）又はこれに準ずるもの
 - ④役員等に関する事項（様式1 別紙3）
 - ⑤誓約書兼同意書【団体用】（様式1 別紙4）
 - ⑥誓約書【個人用】（様式1 別紙5）
 - ⑦法人登記簿又は登記事項証明書（所管法務局が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
 - ⑧団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの
 - ⑨フリースクールの事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等
 - ⑩学校との連携が確認できる書類の写し（直近のもの1名分で、個人情報に係る部分は黒塗りとする。）
 - ⑪消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
 - ⑫県税についての「納税証明書（県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類）」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- ※⑦、⑪、⑫は法人の場合に限ります。

※交付要領、様式等は以下のアドレス又は二次元コードから確認してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323600371.htm>

二次元コード



(2) 提出方法及び問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 TEL：059-224-2057

郵送又は電子メール（shoshika@pref.mie.lg.jp）にて提出してください。

※（1）申請書類の「⑤誓約書兼同意書【団体用】」、「⑥誓約書【個人用】」については、自署していただく箇所があるため、必ず郵送にて提出してください。なお、それ以外の書類については、電子メールで提出することができます。

(3) 提出期限

令和7年9月16日（火）17時必着

※電子メールで提出する場合、少子化対策課（059-224-2057）まで必ず受信確認の連絡をお願いします。

※その他、詳細については、「令和7年度三重県フリースクール等民間施設運営支援補助金交付要領」や「Q&A」をご確認ください。

4 スケジュール

